

スーダン
商標法
1969年9月9日施行

目次

- 第1条 名称
- 第2条 廃止
- 第3条 定義
- 第4条 商標登録簿
- 第4A条 登録官の任命
- 第5条 特定商品について登録された商標
- 第6条 公衆は登録事項を閲覧し、かつ、その認証謄本を入手することができる
- 第7条 商標の登録と優先権
- 第8条 登録の制限
- 第9条 登録出願
- 第10条 出願の細目
- 第11条 同一商標に対する競合的請求
- 第12条 国際協定
- 第13条 先登録の効力と再分類
- 第14条 代理人による登録出願及び異議申立
- 第15条 代理人の資格
- 第16条 登録出願を拒絶、認容、訂正又は補正する登録官の権限
- 第17条 出願公告
- 第18条 登録異議
- 第19条 登録の存続期間と更新
- 第20条 登録から生じる権利
- 第21条 登録の譲渡及び移転
- 第22条 ライセンス許諾
- 第23条 登録の放棄
- 第24条 登録の取消
- 第25条 サービスマークに適用される法律の規定
- 第26条 有効性の一応の証拠としての登録
- 第27条 罪と侵害行為
- 第28条 刑事裁判権
- 第29条 大臣の規則制定権
- 第30条 被ボイコット国の国籍を取得した商標権者の商標の仮差押
- 第31条 非居住者の出願

第1条 名称

本法は1969年商標法と称せられる。

第2条 廃止

1931年商標令は廃止する。

第3条 定義

本法において、次に掲げる語は、文脈上別異の解釈を要する場合を除くほか、それぞれ次のとおりこれに割り当てられた意味を有する。

「裁判所」とは高等裁判所をいう。

「商標」とはある人の商品を他人の商品から識別させる目的をもって商品に関連してこれを使用し、又は使用しようとする何らかの視覚を通じる標識をいう。商標は、登録を受けることができるためには語、名称、仮名、考案、ブランド、咨意的又は架空の名称、頭書、ラベル、チケット、署名、文字、数字、スローガン、パッケージ、紋章、コンテナその他これらの結合を含む何らかの識別性を備える標識から構成される。

「サービスマーク」とはある人のサービスを他人のサービスから識別させる目的をもって使用し又は使用しようとする何らかの視覚を通じる標識をいう。

「原産地の表示」とはある生産物又はサービスがある国若しくは国のグループ又はある地域若しくは場所にその起源を有する旨を表示するために使用される何らかの標識その他の表現をいう。

「大臣」とは商業供給大臣(Minister of Commerce and Supply)をいう。

「所定の」とは本法又は本法に基づく命令その他の規則で定められることをいう。

第4条 商標登録簿

(1) 本法の目的を達成するために商標登録簿を備える。商標登録簿にはすべての登録商標がその商標権者の名称及び住所、譲渡の届出すべての登録使用権者の名称及び住所、権利の放棄、条件、制限、更新、撤回、取消その他商標に関する所定の事項と共に記載される。

(2) 前項の登録簿は、ハルツームの商業供給省商業登記所その他同省が指定し又は官報で告示される命令で指定される場所に備えられる。

第4A条 登録官の任命

大臣は、登録簿を保管し、かつ、本法の定めるところにより自己に付託された職務を遂行するために登録官を任命する。

第5条 特定商品について登録された商標

(1) 商標は、本法の定めるところにより商標規則の附則中の商品類別に掲げられた該当類を指示して、当該商標の使用される特定商品について登録される。ただし、1個の登録をもって1個の類中のすべての商品を有効に包括することができない。

(2) 商品の属する類に関する問題は、登録官が決する。

第6条 公衆は登録事項を閲覧し、かつ、その認証謄本を入手することができる

- (1) 本法の定めるところにより保管される登録簿は所定の規則に従い便宜な時間内公衆の閲覧に供せられる。
- (2) 該登録簿の記載事項の認証謄本は、何人も所定の手数料を納付してその交付を求めることができる。

第7条 商標の登録と優先権

- (1) 本法により付与される商標の排他的権利は本法に定める登録処分により取得される。
- (2) 商標の登録は、有効な出願の条件を最先に満たした者又はそのような出願に対する最先の優先権を有効に主張する最先の者にのみ有効に付与することができる。
- (3) 商標はこれに付される色彩を限定して登録することができる。

第8条 登録の制限

- (1) 次に掲げるものは、商標として登録することができない。
 - (a) 商品の固有の性質又はその産業的な機能により必要とされる形状若しくは形態から成る標章
 - (b) 取引の過程において何れかの特殊性例えば、質、量、用途、価値、原産地を指示するために使用することができる標識その他の表示から専ら成る標章
 - (c) 現に行なわれている言語又はこの国の善良な確立された商慣習において関係商品の通常の称呼となった標章
 - (d) 公の秩序又は善良の風俗に反する標章及び特に関係商品の性質、出所、製造方法、特徴又は用途適合性に関し取引界又は一般需要者を欺罔し若しくは混同を生ぜしめる意図に基づく標章
 - (e) 何れかの国、政府間国際機関又は国際協定に基づいて設立された機関の紋章、旗章その他の記章、イニシャル、名称若しくはその略称を当該国の主管庁又は当該国際機関の承認を得ないで複製若しくは模倣する標章
 - (f) 国の採用する公の標識又は印章を当該国の主管庁の承認を得ないで複製若しくは模倣する標章
 - (g) 専ら宗教的、宗派的又は部族的組織の象徴と同一若しくは類似の標章
 - (h) 宗教的若しくは部族的首班の肖像又は何らかの宗派的意味を備える肖像と同一若しくは類似の標章
- (2) 利害を有する第三者の同意がある場合を除くほか、次に掲げる標章は、登録することができない。
 - (a) 有効に優先権を主張した者の出願中の標章又はその登録を受けた標章で同一の商品若しくは当該商標の使用が公衆を欺罔する虞のあるその他の商品にかかるものを公衆を欺罔する虞のある方法で模倣する標章
 - (b) 第三者に属する標章でこの国において広く知られているものの公衆を欺罔する虞のある方法をもってその全部又は一部の複製、模倣、翻訳若しくは転写を構成する標章
 - (c) 第三者の権利を侵害し又は不正競争防止法に違反する標章

第9条 登録出願

(1) 商標登録出願は所定の様式により登録官にしなければならない。該出願は、次に掲げる事項を包含しなければならない。

(a) 商標を登録すべき旨の請求

(b) 出願人の名称及び住所。出願人が国外に居住しているときは、該出願は第15条の定めるところによりその公認代理人を通じてしなければならない。

(2) 出願がスーダン弁護士会の会員でない者を代理人としてされるときは、当該出願人の署名した委任状を願書に添付しなければならない。

(3) 出願に瑕疵がある場合においてその出願日から3月以内にその補正をしないときは、登録官は、所定の方式をもって作成した補正未完通知書を出願人に送付する。登録官は、出願人が当該通知書により指定した期間内に当該瑕疵を補正しないときは、当該出願を放棄したものとみなすことができる。

第10条 出願の細目

(1) 商標登録出願に際し、出願人は、自己の国籍を明示しなければならない。その証拠方法として各願書には(3)の規定を留保して法人証明書、共同事業体登録証明書、商標登録簿謄本その他登録官の承認を受けるに十分な書面を添付しなければならない。

(2) 商標譲渡の登録申請に際し、その譲受人は自己の国籍の証拠方法として(3)の規定を留保して譲渡登録申請書と共に法人証明書、共同事業体登録証明書、商標登録簿謄本その他登録官の承認を受けるに十分な書面を提出しなければならない。

(3) 当該証明書、謄本その他の書類が既に登録庁に提出されているときは、登録官は、これと同一の書類の提出を免除することができる。ただし、登録官は、必要と認める場合には、その再度の提出を求めることができる。そのような証明書、謄本その他の書類がアラビア語又は英語で作成されていないときはアラビア語又は英語による認証翻訳文を提出しなければならない。

(4) 商標登録証明書の交付前に出願人はその商標登録出願を登録官にした時以後自己の国籍の変更がなかった旨の宣誓付申立を登録官にしなければならない。

第11条 同一商標に対する競合的請求

数人が同一の商品又は同一種類に属する商品に関する同一又は類似の商標の所有者であること及びそのような所有者として登録されるべきことを請求するときは、登録官は、事案を裁判所に付託する。裁判所は当事者間において権利者を決定するについて原登録国におけるその登録の日及びスーダンにおける当該商標の優先的権利を斟酌しなければならない。

第12条 国際協定

(1) スーダン共和国が商標の相互的保護に関する国際協定の当事国となったときは、当該協定の他の当事国において最先の商標登録出願を違法にした者又はその権利承継人はその請求によりその最先の出願の日にスーダン共和国でその登録を出願したものとみなされる。ただし、スーダン共和国における出願がその最先の出願から6月以内にされたこと及び当該登録商標権者がスーダン共和国において当該商標が登録された日前に犯された侵害行為に基づく損害賠償を請求する権利を有しないことを条件とする。

(2) 商標登録出願人は前項の優先権を享受しようとする場合には、所定の方式によりその請求をしなければならない。

第13条 先登録の効力と再分類

本法により廃止された1931年商標令の定めるところにより官報に公告された商標は、本法の定めるところにより登録されたものとみなす。ただし、そのような商標の登録名義人又はその代理人が本法施行の日から5年以内に所定の様式をもって、かつ、所定の手数料を納付して本法に基づく商標規則の附則による再分類の目的のために登録官に出願をする場合に限る。

第14条 代理人による登録出願及び異議申立

(1) 登録出願及び登録異議の申立その他出願人、登録異議申立人及び登録官との間並びに商標登録名義人及び登録官その他の者との間の通信は代理人により又はこれを通じてすることができる。

(2) 登録出願人、異議申立人又は登録名義人は登録官にその旨の委任状を提出して商標事項に関し自己を代理させるために代理人を選任することができる。商標登録名義人等がそのような代理人を選任したときは当該商標に関する文書の当該代理人宛送達は、その者を選任した本人に対する送達とみなす。

(3) 非居住者の場合には登録出願、異議申立その他の通信及び交信は第15条に規定する公認された代理人を通じてしなければならない。

第15条 代理人の資格

(1) 次に掲げる者は、商標代理人として手続をすることができる。

(a) スーダンに居住するスーダン国籍を有する弁護士

(b) スーダンで業務に従事するスーダン国籍を有する公認会計士

(c) 大臣がいつでも撤回することができる書面による同意でその相当と認める条件を付したものを伴う次に掲げる者

(i) スーダン国籍を有する大学又は高等教育機関卒業者で商法の科目を履修した者

(ii) スーダン国籍を有する者で商標登録庁で公に又は私的に少なくとも5年の研修を修了した者

(iii) その他大臣が相当と認める者

(2) 登録官は、刑事裁判により有罪を宣告された者、弁護士名簿から抹消された者又は公認会計士として職務を禁止された者を代理人として認可する義務を負わない。

第16条 登録出願を拒絶、認容、訂正又は補正する登録官の権限

(1) 登録官は、商標登録出願を拒絶し又はこれを無条件で若しくは訂正若しくは補正等の条件若しくは使用の方法若しくは場所その他の事項に関する制限で本法に定めるところにより自己が相当と認めて課すものを付して認容することができる。

(2) 登録官による商標登録の拒絶の処分又はその課する条件、訂正、補正若しくは制限の処分に対する不服は裁判所に申し立てることができる。

第 17 条 出願公告

商標登録出願が無条件で又は条件若しくは制限を付して認容されたときは、登録官は、可及的速やかに所定の方式によりこれを公告しなければならない。この公告には出願認容の処分に付したすべての条件又は制限を掲げなければならない。

第 18 条 登録異議

(1) 出願認容の公告があったときは、スーダンに居住する利害関係人は、公告の日から 6 月以内に当該商標の登録に異議を申し立てることができる。スーダンに居住しない者は、8 月以内に、次に掲げる理由の 1 に基づいて当該商標の登録に異議を申し立てることができる。

(a) 商標が本法の定めるところにより登録することができないこと

(b) 商標が欺罔行為により取得されたこと

(c) 商標を使用しようとする善意の志望が出願の日になかったこと。又は、出願人がその商標を有効に放棄したこと

(2) 商標登録に対する異議は所定の方式により提起しなければならない。

(3) 登録官は、登録出願人に異議申立書の写を送付する。出願人は、その写の受領後所定の期間内に登録官に対し自己のために登録処分をすることの正当な理由を記載した答弁書を所定の方式により提出する。この手続を怠ったときは、出願を放棄したものとみなされる。

(4) 出願人が前項の答弁書を提出したときは登録官は、異議申立人にその写を送付する。登録官は、請求により当事者双方を審問し、かつ、証拠方法を取り調べた上で登録すべきか否か及び登録をすべき場合に如何なる条件、訂正、補正又は制限を付して登録をすべきかを決定する。

(5) 登録官の審問の際に取り調べられる証拠方法は宣誓口述書によって提出しなければならない。もっとも、登録官が適当と認めるときは、口頭による証拠方法を取り調べ又は宣誓口述書による証拠方法の追加提出を求めることができる。

(6) 登録官の決定に対しては裁判所に不服を申し立てることができる。

(7) 所定の期間内に異議の申立がなかったとき、又は登録官の決定若しくは裁判所の判決で登録を認容するものが確定したときは登録官は、無条件で又は条件、訂正、補正若しくは制限を付して当該商標の登録手続をとり、自己の署名を付した所定の方式による登録証明書を発行する。

商標が登録されたときは、その商標はその出願の日に登録されたものとみなされ、その日は本法の適用については登録の日とみなされる。

第 19 条 登録の存続期間と更新

(1) 商標登録の存続期間は 10 年とする。当該期間又はその後の 10 年の存続期間の満了前 6 月以内の何れの時にも、所定の手数料を納付して所定の方式による出願によりその登録を更新することができる。

(2) 前項の更新に際し、指定商品とその目録から削除する場合を除くほか商標及び商標の登録にかかる指定商品の目録に如何なる変更も加えてはならない。

(3) 登録商標の更新を出願することができる期間が経過した場合にも 6 月の恩恵期間が許される。ただし、遅滞を理由とする所定の追加手数料の納付を条件とする。

(4) 第 22 条の規定の適用については登録使用権者の権利の存続期間は如何なる場合にも商

標権自体の存続期間を超えることができない。

第20条 登録から生じる権利

商標の登録があったときは、その登録名義人は第三者が次に掲げる行為をすることを禁止する権限を有する。

- (a) 商標登録にかかる商品又は同一の若しくは類似の標識の使用が公衆を欺罔する虞のある商品について公衆を欺罔する虞のある方法をもってする当該同一若しくは類似の標識の使用
- (b) 正当の理由がなく、かつ、商標登録名義人の利益を害する虞のある条件を付した同一又は類似の標識若しくは類似の商号の使用

第21条 登録の譲渡及び移転

(1) 商標はその商標登録にかかる商品の全部又は一部について、かつ、登録名義人の事業の全部又は一部の移転とは独立して譲渡又は移転することができる。ただし、譲受人は欺罔又は混同が生じないようにその商標を使用しなければならない。

(2) 商標の譲渡は、何れか一方の当事者が6月以内に所定の手数料を納付してその登録を申請しなければならない。その登録がない場合には譲渡は効力を生じない。譲渡の登録申請があった場合において正当な権利が証明されたと認めるときは、登録官は登録簿に譲渡の登録をする。本条の規定による登録官の処分に対しては裁判所に不服を申し立てることができる。

第22条 ライセンス許諾

(1) 自然人又は法人が登録名義人の承諾を得て商標を使用する場合にはその使用は当該登録名義人による使用とみなされる。ただし、登録名義人と使用権者との間に存在する法律関係又は取決は指定商品の性質及び品質について商標登録名義人による有効な管理を確保するような規定を含まなければならない。また、当該商標を公衆を欺罔するような方法をもって使用してはならない。

(2) 登録商標の使用に関する取決は、何れか一方の当事者が取決の書面の日付から6月以内に所定の手数料を納付してその登録を申請しなければならない。登録官は、自己の署名を付した所定の方式による登録証明書を発行する。登録はその申請の日から効力を生じ、その期間は如何なる場合にも商標権自体の存続期間を超えることができない。そのような登録がなかったときは、ライセンスは効力を生じない。

(3) (a) 大臣は、関係人による商標の使用に関する協定及びその改正又は更新で外国においてロイヤルティの支払を規定するものをスーダン共和国の需要及びその経済的發展を斟酌して自己の認可にかかわらしめることを命令をもって定めることができる。

(b) 外国に対するロイヤルティの送金は、現行通貨規則の定めるところによる。

第23条 登録の放棄

商標登録名義人は所定の方式をもって、かつ、所定の公告料を納付して商標登録にかかる商品の全部又は一部についての商標登録を放棄することができる。

第24条 登録の取消

商標登録の取消は、裁判所が利害関係人又は登録官の請求により次に掲げる場合に命じる。

(a) 本法の定めるところにより登録することができない商標が登録されたとき。ただし判決の際にその理由が存在しなかった場合にはその理由は斟酌してはならない。

(b) 商標登録が欺罔によって取得されたとき

(c) 商標がスーダン共和国において登録後正当な理由がないにも拘らず使用されない場合において不使用の申立前 5 年間使用されなかったとき。商標の使用又は不使用の申立にかかる挙証責任の負担は裁判所が事案をめぐる事情に照らし決定する。

第 25 条 サービスマークに適用される法律の規定

本法の規定は、登録出願において指定されるサービスに関しサービスマークに適用される。

第 26 条 有効性の一応の証拠としての登録

登録商標に関するすべての争訟手続において商標登録名義人として登録されている事実は原商標登録並びにその後のその譲渡及び移転の有効性の一応の証拠とされる。

第 27 条 罪と侵害行為

(1) スーダン共和国において登録されていない商標を登録商標として表示した者は 200 ポンド以下の罰金に処する。

(2) 何人もスーダン共和国において登録されていない商標の侵害を理由にして損害賠償を請求することができない。

(3) 商標侵害訴訟において裁判所は、侵害行為の有無を認定するに際し、商標登録にかかる商品の外装その他当該商品に関連し又は他人により適法に使用された商標又は外装に関連する取引慣行を証拠方法として受け入れることができる。

(4) 本法の定めるところにより行った登録は、何人かが自己又は前権利者の名称若しくは事業所の所在場所の称呼をありのままに使用し又は何人かが自己の商品の性質若しくは品質をありのままに記述したものを使用することを妨げない。

(5) 本法の如何なる規定も何人かの業務に関する不正競争行為又はこれに関する救済措置についてその者を被告として訴を提起する権利を妨げない。

(6) 次に掲げる行為を犯し若しくは犯そうとし又は他人がこれを犯すことを教唆し若しくは幫助した者は、本法に違反する罪とし 1 年以下の禁錮若しくは 500 ポンド以下の罰金に処し又はこれらを併科する。

(a) 本法の定めるところにより他人が適法に登録した商標又はその模倣物を当該商標の登録にかかる商品について使用する行為

(b) その使用が(a)の罪を構成する商標を付した商品を販売し販売目的のために保管し又は展示する行為

(c) 本法の定めるところにより他人が適法に登録した商標を新聞紙上の広告その他の方法により当該商標の登録にかかる商品について使用する行為

(d) 本法の定めるところにより他人が適法に登録した商標又はその模倣物の型、金属彫刻版若しくは木版を登録名義人以外の何人かをして(a)、(b)及び(c)に規定する罪を構成する使用行為をさせる目的をもって刻印、彫版印刷、印刷若しくは販売する行為

(e) 購買者をして他人の製造にかかる商品であると信じさせるような外装包装等を商品に施し、これを販売し、販売目的のために保管し、又は展示する行為。本号の規定の適用につい

ては適法に登録された商標が模倣物である商品，その外装包装等に付されていることの有無は問題とされない。

(f) 原産地の虚偽若しくは欺罔的表示を直接若しくは間接に使用する行為又は原産地の表示を模倣する行為。この場合に当該商品の真実の原産地が表示されていること又は原産地の表示に「kind」、「type」、「make」、「imitation」等の語が附加されていることの有無は問題とされない。

(g) 適法に登録された商標の侵害を構成する商標を付した商品を輸入する行為又は他人の製造にかかる商品と誤認させるような外装包装等を施した商品を輸入する行為

(7) 前項の規定により起訴された者があるときは，裁判所はその罪にかかるすべての商品，包装材料，広告資料，木版，型その他の器具及び商標その他の包装，広告等の材料，資料の印刷に供せられる物を没収又は廃棄すべきことを命じることができる。

第 28 条 刑事裁判権

本法に定める罪は，第 1 審の治安判事裁判所又は上級裁判所が審理する。

第 29 条 大臣の規則制定権

大臣は，機会ある毎に本法の規定に従うことを条件として，次に掲げる事項を目的として自己の適当と認める規則及び様式を制定し，また，一般に自己の適当と認めるその他の事項を行うことができる。

(a) 本法に規定する手続を規制すること

(b) 商標登録を目的として商品及びサービスを分類すること

(c) 財務経済大臣の同意を得て本法の規定により納付すべき手数料の額を決定すること

(d) 商標その他の書類の謄本を作成し又はその提出を求めること

(e) 登録官の適当と認める方法で商標その他の書類の写を発行販売又は頒布することを保証し規制すること

(f) その他一般に商標その他の事項で本法の規定により登録官の指揮管理の下におかれたすべてのものに関し登録庁の業務を規制すること

第 30 条 被ボイコット国の国籍を取得した商標権者の商標の仮差押

商標登録名義人が被ボイコット国の国籍を有し又はその国籍を取得したときは，商標に関するその者のすべての権利は効力を止め，仮に差し押さえられ，かつ，大臣がその管理者としてこれを管理する。大臣は，如何なる方法をもってしてもそのような商標を処理する権限を有する。特に，大臣は，自己の適当と認める条件をもって商標権及びこれに関するすべての権利を移転することができる。

第 31 条 非居住者の出願

非居住者が譲渡，移転，更新，審問その他本法にかかるすべての事項について登録官に出願，申請その他の申立をするときは，その代理人を通じてこれを行うことができる。